

## 本校の校則について

本校では、現行の校則に関して生徒の代表（生徒会役員）と保護者の代表（PTA地区学年委員会等）の意見を聴取する機会を設けている。そこで示された意見と時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、学校側が校則を改定している。

### 1 校内生活

#### (1) 登校時刻

ST開始時刻の5分前（8時40分）までに登校する。

#### (2) 下校時刻

ア 夏季（3月から2学期中間考査まで）は17時30分

イ 冬季（2学期中間考査後から2月末まで）は17時

ウ 部活動下校時刻

(ア) 夏季は18時45分（部活動終了18時30分）

(イ) 冬季は18時15分（部活動終了18時）

(ウ) 定期考査1週間前から考査終了までは部活動を停止する。

エ 定期考査中の下校時刻

16時

オ その他

上記以外で特別な事情等で残る生徒は、関係の先生から許可を得る。

#### (3) 欠席等の事前連絡

欠席・遅刻・早退は、事前に保護者からインターネット（Google フォームを利用した欠席等連絡フォーム）、または電話で連絡する。ただし、定期考査日の欠席・遅刻、感染症に関する連絡は電話でのみとする。また、遅刻・早退の場合は「身分証明書」にその理由を記し、担任に提出してもよい。

※ 欠席が1週間以上にわたるときは、その理由書を、病気の場合は医師の診断書等を提出する。

#### (4) 忌引

次の場合は忌引とし、出席にも欠席にも扱われない。ただし、授業については欠課として扱う。

ア 父母が死亡したとき（7日以内）

イ 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき（3日以内）

ウ 曾祖父母、伯叔父母、及び同居家族が死亡したとき（1日以内）

※ 父母の法要は、忌引1日を認める。また、遠隔地の場合は移動日数を加える。

#### (5) 公欠（通称）

次の各項に該当する場合は「出席扱い」とする。ただし、授業については欠課として扱う。

ア 対外運動競技やコンクール等への参加が学校により計画・実施されたもの。

イ 国・地方公共団体及び教育委員会が主催し、校長が承認または推薦した研修等に関するもの。

ウ 心電図検査、尿検査、血液検査、内科検査、行事前健康診断の結果、早期に精密検査が必要と判断され校長が承認したもの。

#### (6) 校外への外出

日課終了以前に校外に出るときは、担任に届け出て、許可を得る。

- (7) 休日に登校する場合  
休日に校舎、校具施設を使用する場合は、関係教員の指導のもとで活動する。
- (8) 学校施設・備品を使用する場合  
関係教員の指導のもとで使用する。
- (9) 印刷物の掲示・配布、アンケートや署名活動等を行う場合  
事前に担任を通じて生徒指導部に届け出て、許可を得る。
- (10) 体育的行事・文化的行事後の反省会（打上げ会）、お別れ会の制限  
校外で反省会、お別れ会、行事の打ち上げ等を実施しない。
- (11) 盗難防止及び貴重品管理
  - ア 学校生活に必要なもの及び高価なものを持ち込まない。
  - イ 貴重品については、自己管理を徹底する（貴重品袋を活用するなどして、盗難防止に努める）。
  - ウ 学校行事や移動教室での授業では、担当生徒が教室を施錠する。
- (12) スマートフォン等情報端末の持ち込み  
授業や部活動等で使用の指示があった場合を除き、スマートフォン等情報端末を学校に持ってきた場合は、電源を切り学校の敷地内では使用しない。

## 2 登下校・校外生活

- (1) 制服着用及び「身分証明書」の携帯  
通学には学校指定の制服を着用し、「身分証明書」を携帯する(休日に部活動、学習会等で登校する場合も同様)。
- (2) 自転車通学  
自転車通学は許可制とし、許可条件・遵守事項を守る。
- (3) 運転免許証取得  
原付自転車、自動二輪車、自動車の運転免許証の取得は原則として認めない。やむを得ない理由等で取得を希望する場合は、担任を通じて生徒指導部へ届け出て、校長の許可を得る。
- (4) 交通途絶の場合
  - ア 登校に当たっては、安全について十分配慮する。
  - イ やむを得ず欠席する場合は、その旨を担任へ連絡する。
- (5) 問題行動等の防止
  - ア 責任ある行動に留意し、問題行動（飲酒・喫煙・薬物乱用・万引き・深夜徘徊・無断外泊・交通非行・危険個所への立入り等）がないようにする。  
※ 午後11時以降の青少年（18歳未満の者）の外出は、「愛知県青少年保護育成条例」で禁止され、補導の対象となる。
  - イ 情報モラルを向上させ、個人情報の流出・漏洩によるプライバシーの侵害、他人に対する誹謗・中傷、差別的内容の書き込み、画像等の安易な掲載等による人権侵害などがないよう、情報端末の適正利用を心がける。また、SNSによる事件等に巻き込まれないように留意する。
  - ウ 特別指導  
次のような行為があれば、特別指導（校長訓戒や家庭謹慎等）の対象になる。また、内容によっては、学校教育法施行規則第26条に基づく退学等の懲戒が行われることもある。
    - (ア) 違法行為・重大な校則違反・倫理的に許されない行為  
窃盗・器物損壊・恐喝・暴力・暴言・ネット上での誹謗中傷、肖像権の侵害・いじめ・飲酒・

喫煙・薬物乱用・不健全娯楽・無免許運転・無断運転免許取得・無断アルバイト・考査での不正行為（答案返却後の改ざんも含む）・悪質な怠学・授業妨害・指導拒否・問題行動の繰り返しなど

(イ) その他学校の秩序を乱すなど、生徒としての本分に反する行為

(6) アルバイト

原則として許可しない。やむを得ない理由等で実施を希望する場合は、その実態について事前に保護者及び担任と相談し、「アルバイト許可願」にて担任を通じて生徒指導部へ届け出て、校長の許可を得る。

(7) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）の申請

「学校学生生徒旅客運賃割引証交付願」（学割交付願）を必要日の3日前（土日・学校閉庁日を除く）までには、担任へ届け出る。

(8) ラーケーションの日の取得申請

ア 「ラーケーションの日取得申請書」を原則1週間前までに担任へ届け出る。

イ ラーケーションを取ることができない日として学校が指定した日以外で、年間3日まで取得できる。

ウ 取得日は欠席にはならないが、授業については欠課として扱う。

エ 取得日に実施した授業に対する補充等を学校では行わない。

#### 4 服装規定

(1) 制服（学校指定のものを着用）

ア 男子

(ア) 冬制服

- a 上着は黒色詰襟「標準学生服」とし、学校の許可を得たもの（マーク転写）を着用する。
- b ボタンは学校指定のものを用いる。
- c 襟はラウンドタイプとし、左前の位置に校章（バッジ）をつける。
- d ズボンは、1タックまでの「標準学生服」を着用し、裾はシングルとする。また、装飾のない黒色または茶色のベルトをする。
- e 上着及びズボンの所定の位置にマーク（転写）をつける。

(イ) 夏制服

- a 上衣は学校指定の白色半袖の開襟シャツを着用する。
- b 上衣は左袖の位置にマーク（刺繍）がつけてある。
- c ズボンの規定は冬制服と同様（生地のみ夏素材可）とする。

(ウ) その他

学校指定品以外として、白色無地の長袖カッターシャツ（ワイシャツ）を着用してもよい。

イ 女子

(ア) 冬制服

- a 上着は学校指定のセーラー服を着用する。
- b リボンは学校指定のものを蝶結びにして用いる。
- c 儀式（入学式・卒業式）の時以外は、襟カバーをつける。
- d 左胸の位置に校章（バッジ）をつける。
- e スカート

(a) ひだの数は24～28とする。

(b) 丈は完全に膝がかくれる長さを基準とする。

f 上着及びスカートの所定の位置にマーク（転写）をつける。

(イ) 夏制服

a 上衣は学校指定の白地の半袖、または長袖のセーラー服（襟カバーはなし）を着用する。

b 上衣は左袖の位置にマーク（刺繍）がつけてある。

c スカートの規定は冬制服と同様（生地のみ透けにくいポプリン等）とする。

ウ 更衣の時期

特に設けない。各自の健康状態や寒暖に合わせて判断する。

エ 暑熱環境下の制服

夏季については、暑さ対策のため、上記規定とは別に定めることがある。

(2) 頭髪

ア 長さについての規定は、特に設けない。品位と清潔を保てるよう、自ら整えることとする。

イ 髪を束ねる場合は、ゴム（黒・紺・茶）、またはピン（黒）を使用する。

ウ パーマ・カール・染色など特殊な技巧（上部と側面の極端な差や左右非対称など）はしない。

エ スプレー・ムース・ワックスなど整髪料は使用しない。

(3) その他の服装・所持品等

ア 靴下は白、黒、紺、グレーの単色とし、ワンポイント程度のものを着用する。

イ 通学靴は運動靴、または黒か茶の短革靴とする。雨天時は雨靴を使用してもよい。

ウ 校内上履は学校指定（学年色）のスリッパを用いる。

エ カバンは通学に適したのとする。

オ 帽子は熱中症対策及び防寒対策として、登下校時に着用してもよい。

カ その他

(ア) まゆ毛の技巧はしない。

(イ) カラーレンズの眼鏡・コンタクトは使用しない。

(ウ) ピアスの穴をあけたり、装着したりしない。

(エ) つめをのばしたり、加工・マニキュアをしたりしない。

(オ) 化粧をしない。

(カ) 指輪や腕輪などの装飾品をつけない。

(4) 異装

やむを得ない理由で異装を希望する場合は、「異装許可願（身分証明書使用）」を担任に届ける。

4 防寒着・防寒具

(1) 着用期間

特に設けない。

(2) 防寒着・防寒具の種類及び着用規定

ア 登下校時に冬服（セーラー服の場合は、冬服+指定カーディガン）の上から着用する防寒着の種類についての規定は、特に設けない。登下校に適したのとする。また、防寒着の着用についての規定は、原則、校舎内での着用はしないこととする。ただし、インナーウェアでの防寒対策を講じても寒い場合は、担任の許可を得ることで、校舎内においても、冬服（セーラー服の場合

は、冬服+指定カーディガン)の上から防寒着を着用できることとする。ただし、考査時は着用しない。

イ 指定カーディガン (黒・紺)

左袖の位置に本校指定のエンブレムが付いているもので、セーラー服の上から着用する。原則、制服と同様の扱いとするが、入学式、卒業式では着用しないこととする。

ウ 指定セーター (黒)

左袖の位置に本校指定のエンブレムが付いているもので、カッターシャツの上から着用する。原則、制服と同様の扱いとするが、入学式、卒業式では冬服を着用することとする。

エ 手袋・マフラー・ネックウォーマー

登下校に適したものとする。ただし、校舎内では着用しない。

オ ストッキング・タイツ

(ア) ベージュ色のストッキング及び黒色のタイツを着用してもよい。ただし、単色無地の製品に限る。

(イ) 黒色のタイツを着用する場合は、靴下を着用しなくてもよい。

カ ひざ掛け

冬季の授業で、防寒対策としてひざ掛けを使用してもよい。ただし、考査時は使用しない。

(3) その他

別途指示した場合には正装とし、カーディガン、セーター、黒色のタイツを着用しない。

令和6年4月一部改正

校則の見直しの手続きについて

- 1 生徒会は、校則の変更(追加、改正又は廃止)について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 2 生徒指導主事は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、PTA生徒指導委員等から意見を聴取し、生徒指導部会を経て、運営委員会でその内容を諮り、議論する。
- 3 校長は、PTA生徒指導委員等からの意見や運営委員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。